



3/20～3/26

「その火事を防ぐあなたに金メダル」

春の火災予防運動

3つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



3月20日から26日までの1週間「春の火災予防運動」が実施されます。まだまだ寒さが残り、家庭や職場でストーブなどの暖房器具を使用する機会が多く、また、空気が乾燥し、火が燃え移りやすい時期です。コロナ禍で、自宅で過ごす時間が長くなり、火気使用などによる住宅火災のリスク上昇も考えられます。火の始末や取り扱いについて、いま一度注意しましょう。

Net119 緊急通報システムの運用を開始しました

【Net119 緊急通報システムとは】

聴覚や言語機能の障がいによって、音声での会話が困難な人が、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。

【登録方法】

消防署または役場健康福祉課にある、「利用条件規約同意書」「利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、登録申請窓口（役場健康福祉課）まで提出してください。

（登録の際は、現在利用のスマートフォンなどの携帯電話を持参してください）



☎ 志賀消防署 ☎ 32-1776 FAX 32-3509 健康福祉課 ☎ 32-9131 FAX 32-2088

消防定例表彰の授与式を開催



2月5日（金）、志賀町地域交流センターで、消防定例表彰の授与式が開催されました。1月の消防出初式で行う予定が、大雪と新型コロナウイルス感染防止により中止となったため、日を改めて行われたものです。

式では消防活動に功績のあった消防署職員と消防団員31人に表彰状が授与されました。松本弘人志賀町消防団長があいさつし、小泉町長が祝辞を述べました。

※ 受賞者名は「広報しか」2月号5頁に掲載しています

手話わっち

should be do watch
should be do watch = みるべき



フレッシュな役場職員が毎月手話で登場します。
「もうすぐ春です」は「春、もうすぐです」という順番で表現します。

春



- ①両手のひらを上に向けて、おなかの前におく。
- ②下から上へあおるように手を回す動作を2回行う。

もうすぐ



両手のひらを向かい合わせて、右手に左手を近づける。

です



両手の人差し指と親指を同時に開閉する。

土田保育園 今川 和 (いまがわ のどか)

3歳児の担任をしています。大好きな子どもたちと元気いっぱい遊んでいます。日々、成長していく姿を見るのが楽しみです。



～甘エビを使ったレシピ～ 甘エビ茶碗蒸し



98kcal
塩分 1.7g
【1人分】

材料・2人分

甘エビ	4尾	卵液	
タケノコ(水煮)	20g	卵	1個
生シイタケ	1枚	甘エビだし	150ml
花麩	2枚		
三つ葉	適量		
ゆず	適量		

作り方

- ① 甘エビは頭、殻、尾を取る。タケノコは薄切り。シイタケは軸を切り落とし、薄切りにする。花麩は水で戻しておく。三つ葉は根元を切って結ぶ。ゆずは皮を薄くむき、千切りにする。
- ② 卵をボウルに溶きほぐし、甘エビだしを少しずつ加えながら、泡立ないように混ぜ合わせ、卵液をつくる。
- ③ 器にタケノコ、シイタケ、花麩を入れる。②の卵液を静かに注ぎ入れ、甘エビを入れる。
- ④ 蒸し器を沸騰させてから、アルミホイルで覆った器を入れ、強火から弱火で約12分蒸す。
- ⑤ 火を止め、三つ葉をのせて蒸らし、食べるときにゆずの皮をのせる。

【甘エビだしの作り方】

甘エビだし		①甘エビの殻を鍋の中に入れ、水を加え煮て、アクを取り除く。
甘エビの殻	適量	②しょうゆ、みりん、塩で調味し、火を止める。
水	300ml	③ザルにキッチンペーパーを敷いてこし、冷めるまでおく。
しょうゆ	小さじ2	
みりん	小さじ1	
塩	小さじ1/6	

甘エビのだしは、汁物や素麺つゆなどでも、おいしくいただけます。

保健福祉センター
福田 むつ美 栄養士

こんにちは!

ハローワーク羽咋です!



◆これから退職される人へ… 「雇用保険失業給付」があります

3月は退職する人が多い季節です。
退職する人の再就職を援助するため、ハローワークには「雇用保険失業給付制度」があります。

◆失業給付を受給するためには、 さまざまな要件を満たす必要があります

- ・雇用保険被保険者資格を喪失したことが確認できること。
 - ・退職した日以前2年間に、賃金支払いの基礎となった日数が、11日以上（または労働時間数が80時間以上）の月が12カ月以上あること。
 - ※倒産・解雇などは、退職日以前1年間に6カ月以上。
 - ・積極的に就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力があり、現在就職活動をしていること。
- 次に該当する人は失業状態ではなく、原則として給付は受けられません。

- ①結婚して家事に専念する人
- ②自営、家事手伝いや家業に従事し、就職できない人
- ③病気・ケガ・妊娠・出産・育児(3歳未満)・親族の介護などにより就職できない人
- ④定年などで離職後、しばらく休養する人

すでに就職先が決まっており、就職活動をしない人も受給の手続きはできません。

※なお、すぐに就職できない人について、理由により受給期間を延長する制度もあります。
詳細はハローワークにご相談ください。

◆早期に就職が決まった場合には、 「再就職手当」が支給されることも!

給付が支給される日数は「退職時の年齢」「被保険者の期間」および「退職の理由」などにより決定します。
自己都合などで退職された人は、その他の理由の人よりも2~3カ月遅れて支給開始となります。
また、受給手続き後に、早期に就職が決まった場合は、残りの支給日数に応じて、「再就職手当」が支給される場合があります。ぜひ活用してください!

☎ハローワーク羽咋 ☎0767-22-1241

相法 談律

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)
東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなろ法律事務所」を開設し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



死後の手続きについて (その3)

Q…私は都会に住んでおり、実家のある田舎に戻るつもりはなく、今住んでいる住居の近くの墓地に墓を建てました。このため、実家のお寺にある両親や先祖の墓も「墓じまい」したいと思うのですが、どうすれば良いでしょうか。

A…説例の場合、両親たちの遺骨の引越し先を自宅近くの墓地と決めていたのなら、その墓地の管理者から「受け入れ証明書」をもらう必要があります。次に、両親の墓のある自治体から「改葬許可申請書」を取り寄せ、必要事項を記入し、両親の遺骨のある寺の管理者に申請書に署名・押印をもらいます。そして「受入れ証明書」と「改葬許可申請書」を今の墓地の管理者(あるいは墓地のある自治体)に出すと「改葬許可証」が交付されます。この許可証があれば、両親らの遺骨を取り出すことができます。

ここで、注意することは、両親およびこれまでの先祖の墓を管理してきた寺院から高額な離壇料(りだんりょう)を請求されることがあるということです。離壇料とは、長年世話になった寺院の檀家(以下「門徒」)をやめる際に、寺院側に渡す金銭のことで、お布施と

同じです。

これまで墓を守っていたのだというお礼や、お世話になったことへの感謝の気持ちとして包むものです。法的には寺院側に離壇料請求権という権利があるわけではないので、請求されても支払う義務はありません。しかし、中には数百万という高額な離壇料を請求され、断ると、「墓の移転に必要な書類を出せない。署名、押印しない」などと言われるケースもあるようです。

こうした背景には、近年、少なくなった門徒を手放したくないという寺側の経済的事情もあると思います。地域性やお寺とのこれまでのつながりの深さなどで離壇料も違ってきますが、一般的には、3万~15万円程度、法要1回分のお布施として収める程度の金額が目安といわれています。

「墓じまい」の際に魂抜き(閉眼供養)も含めると20万円ほどではないでしょうか。菩提寺と離壇料のことで揉めると、後味の悪い「墓じまい」になるので、住職などとよく話し合ってください。それでも関係がこじれた場合には、墓の改葬などを扱っている石材店、門徒総代、寺院の宗派の本山、寺の役員などに相談してみると良いと思います。